

「生活クラブ福祉事業基金」の創設について

はじめに

- 生活クラブ第6次連合事業中期計画「たすけあい・共済・福祉政策」（＝生活クラブ共済連第2次中期計画、2015年度からの5ヶ年計画）では、オール生活クラブの力を結集しすべての会員単協で地域福祉の取組みを開始する方針を打ち出し、会員単協では学習会・視察などを行ない福祉政策の検討・策定がすすみました。「生活クラブ 福祉・たすけあい8原則」を制定するとともに、先行事例の共有と蓄積、事業モデルの提示や、学習会の講師派遣、プロポーザル制度の学習、その他福祉政策を推進するための連合機能づくりを行なっています。また、リーガルサポート、リーディングサービス全体化、産地の空き家活用検討、主産地におけるケアの自給ネットワークづくりなどに取り組んでいます。
- 会員単協と単協関連団体を網羅する生活クラブグループの福祉事業の実績を毎年集約していますが、2015年度の生活クラブグループ合計の実績は、実施都道府県15、事業所数824、利用登録者は65,821人、働くメンバー14,865人、事業高は171.9億円になっています。第6次中計にもとづいて2015年度からスタートした「福祉事業推進会議」は、会員単協、生活クラブを母体とする3つの社会福祉法人、WNJ、そして、福祉事業を行なっている共同購入提携生産者に参加をよびかけ、情報共有と共通のテーマでの協議がすすんでいます。福祉事業推進会議参加の提携生産者の2015年度福祉事業実績も集約できました。2県、10事業所、働くメンバー95人、事業高9.2億円を超えています。
- 生活クラブ共済連では2012年度に「市民金融研究会」を形成して、市民金融事業の調査とともに、共済掛金の一部や剰余金割戻しの活用方法について検討しました。共済事業により生み出された資金を市民金融に活用するには、今の制度の中では剰余金割戻しを契約者の意思によって集める方法に限られること、長期的には市民金融の機能に関する政策提案が課題であること、を報告しました。そして第6次中計では、生活クラブグループで福祉事業を展開していくときの事業資金について、連合して使える独自財源のしくみの創出を課題としました。
- 福祉の活動・事業に関する資金援助については、様々な形で既に取り組んでいる会員単協があります。また生活クラブ共済連では、教育事業繰越金を活用する「福祉たすけあい助成制度」を6年間行なってきました。単協の取組みとの重複を避け、また「福祉たすけあい助成制度」との機能整理をして、第6次中計の上記課題に対する具体的な取組みとして「生活クラブ福祉事業基金」を創設します。

目的と基本的な考え方

- 生活クラブ福祉事業基金は、「生活クラブ運動グループ」の福祉事業をさらに展開するため、新規事業開始や既存事業から新たな転換もしくは改善・拡充を図る福祉事業の資金を、連合する力で支援することを目的とします。
- 生活クラブ福祉事業基金は、助成と融資の2種類の援助を行ないません。その管理運営は、一般社団法人を設立して行ないません。
- 基金の財源は、生活クラブ共済連のしくみを活用して、共済の割戻しを行なう時期に割戻金相当額の寄付を募る方法を、第一の財源とします。組合員どうしのたすけあいのしくみ

である共済の考え方を、地域における福祉事業の展開につなげ、保険とは異なる共済の新たな価値を広げていきます。

- ・ 現行の「福祉たすけあい助成制度」は、生活クラブ共済連の教育事業繰越金の有効な活用ですので継続します。事業に関わる費用は生活クラブ福祉事業基金の対象となるので、「福祉たすけあい助成制度」は、調査・研究など単協の組合員活動に関することを主な対象とします。

実行計画

I 助成と融資のすすめ方

1. 2018年度から助成を開始し、融資は条件を整えた後に実行

助成は2018年度に開始しますが、融資は2018年度からのスタートは見送ります。融資の実行には検討・準備すべき事項が多岐にわたり専門性が高いこと、2018年度は財源となる寄付金が初年度分だけなので融資も募集できる金額になるか見通せないこと、がその理由です。財源を造成しながら検討・準備の計画を別途立てたうえで、福祉事業基金の第二段階として融資を開始します。

* 融資の検討課題で主な事項は「貸金業登録」です。貸金業登録のための条件（一定の純資産、資格者、など）を満たすことが必要です。第二段階の事業計画の検討においては、「生活クラブ運動グループ」で既に市民金融を行なっている団体との協力・連携を含めて検討します。

2. 対象とする福祉事業

生活クラブ福祉事業基金の対象は、新規で立ち上げる、または既存事業から新たな転換もしくは改善・拡充を図る、福祉事業とします。

従来の「福祉たすけあい助成制度」ではその要綱で、助成基準の第一として「福祉たすけあい活動・事業を新規で立ち上げる、またはこれまでやってきた福祉たすけあい活動・事業の新たな転換を画す内容を対象とします。」と定めていました。この趣旨を生活クラブ福祉事業基金が受け継ぎます。

- ・ 「福祉たすけあい助成制度」の対象は会員単協の福祉たすけあい活動全般とします。
- ・ 福祉事業基金の助成との混同を避けるため、名称を「福祉たすけあい活動支援制度」に変更します。
- ・ 「福祉たすけあい助成制度」から「福祉たすけあい活動支援制度」への変更については、新しい要綱とともに別途提案します。

3. 応募団体

今、組合員が暮らす地域に必要とされる福祉の機能づくりに精力的に取り組むべき時にきています。当事者・関係者のニーズをふまえ、多様な制度を使いこなすことを含めて、新たな事業を生み出し、継続していくためには、グループ全体での推進が必要です。

「たすけあい・共済・福祉政策」で提起した、オール生活クラブの力を結集しすべての会員単協で地域福祉の取組みを開始する、という方針にもとづき、当面は、初めて福祉事業を行なう会員単協（以下の②の場合も含む）を優先して支援します。

応募団体としては次の3通りとします。

- ① 生活クラブ連合会・生活クラブ共済連会員単協
- ② 会員単協と連携して活動・事業を行なう「生活クラブ運動グループ」の団体
当該団体の応募は、単協の福祉政策に位置づく事業として、単協理事会の推薦を条件とします。
- ③ 単協のエリアを超える団体(*)で、連合福祉政策の実現に資する団体
当該団体の応募は、その事業内容に関連する会員単協との意見交換を経て、生活クラブ共済連理事会の推薦を条件とします。

(*)ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン (WNJ)、広域に活動・事業を行なっているワーカーズ・コレクティブ、提携生産者が、現在では想定できます。

***②③の推薦について**

これまで生活クラブ共済連が行なってきた「福祉たすけあい助成制度」では、例えば福祉事業を行なうワーカーズ・コレクティブの立上げに向けての活動も受け付けてきましたが、この制度が生活クラブ共済連の教育事業繰越金の活用＝生活クラブ共済連の経費であるため、応募はあくまで単協であり、単協の活動・事業が対象でした。今回の生活クラブ福祉事業基金は、その運営管理を一般社団法人が担うことにより、「生活クラブ運動グループ」の団体が基金へ応募することを可能とします。

ただし、「生活クラブ運動グループ」という表現と位置づけは会員単協によって異なりますので、上記の②の団体は単協理事会の推薦、③の団体は生活クラブ共済連理事会の推薦、を受けた場合に応募可能とします。このことにより、助成・融資を受けた後のフォローを含め、当該団体と推薦団体との連携が持続し、以後の発展の礎となるようにします。

推薦の内容・方法は次の4点とし、全てを満たすことが必要です。

- a 応募団体との連携の実績があること。新規の団体の場合は連携計画を持っていること。
- b 応募する事業が、推薦団体の福祉政策に位置づけられていること。
- c 応募する事業との連携・伴走や事業支援も含めた検討のうえ、理事会で推薦決定すること。
- d 以上を記載した推薦書を提出すること。

4. 助成・融資の基本条件

応募の基本条件として、「生活クラブ 福祉たすけあい8原則」に合意すること、もしくは追求すること、とします。

応募書類にそのことを示す欄を設けます。

II 財源確保のしくみ

- ・ 生活クラブ共済連の元受共済であるCO・OP共済《たすけあい》の剰余金から割戻しを行なうときに、生活クラブ福祉事業基金への寄付のよびかけを行ないます。割戻しを実施した後に、寄付に同意した契約者ごとに、割戻金と同額を寄付金として集金します。割戻金と同額ではない方法、共済契約者以外からも寄付を募る方法も今後検討します。
- ・ 福祉の事業費用を対象とする基金ですので、設備投資を想定すると一定規模が必要です。同時期に複数の助成や連続して助成する可能性を考慮すると、毎年4～5千万円(CO・

OP共済《たすけあい》の割戻金の約1割に相当します)の水準で積み立てることを想定します。事業を立ち上げる会員単協は、この基金の活用とともに、共済加入者以外の組合員・地域の市民に呼びかけ寄付や資金を集めるなど、地域における社会的意味や市民参加型の事業という視点も考慮して、事業を具体化していくことを資金調達の一つのモデルとします。

- ・「生活クラブ共済ハグくみ」は、2016年度の決算において初めて割戻しが可能になった段階ですので、今回の基金への寄付の対象外とし、安定的な割戻しの見通しが立つ時点での検討課題とします。

Ⅲ 2018年度助成の募集・応募・審査

1. 応募条件

- ① 応募する福祉事業で助成の対象となる事項について、事業計画を策定するときに参照できるように、以下例示します。
 - ・対象となる事項：人材育成費、広報費、非収益事業における設備費、制度内事業にコミュニティ機能を付加するための設備費、準備のための人件費、家賃準備費、地域のファンド形成のための資金、など。
 - ・対象とならない事項：食費、サービス開始時以降の人件費・家賃、など。応募時に提出する収支予算書は、助成を希望する費目を明示する書式とし、それをもとに審査します。
- ② 一つの年度においては、1団体の応募は1件限りとします。

他の助成団体等への同時の応募も許容します。他からの助成が受けられる場合、その助成と同じ事項・金額は、生活クラブ福祉事業基金の審査・決定から除外します。
- ③ 1件の助成上限額は設定しません。

助成の総額予算を募集のときに示します。その考え方は、助成とその他費用にあてる額の合計を基金総額の原則2分の1とします。

会員単協等で実際に具体的な事業計画を立てるにあたっては、この基金を資金的なベースとして活用したうえで、組合員・市民への方針提起と参加よびかけを行ない寄付も募る、などの方法・活動が重要です。このような参加型の計画・実施がふさわしい事業の場合は、その計画の有無を審査の視点とします。
- ④ 4月1日以降に開始する事業（これが基本パターンですが、2018年度は以下のスケジュールの項目に記載のとおり変則で、6月1日以降に開始する事業）が対象です。事業の開始とは、準備の段階であっても費用が発生する時点のこととします。
- ⑤ 助成対象事業の終了時報告書の提出を必須とし、未使用金額がある場合には返却してもらいます。
- ⑥ 助成対象事業の進捗状況の報告も必要です。それらは公開することを原則とします。報告・公開はインターネット等の活用を予定します。また、生活クラブ福祉事業基金として年度の報告書を作成し、寄付者への報告とともに公表します。
- ⑦ 募集・応募の機会は年1回とします。

2. 審査

審査委員会を設定して、書類審査と、応募団体のプレゼンテーションにもとづく討議を行

なう審査会を経て、助成を決定します。応募額から減額する場合があります。

審査委員会は、会員単協からの参加によって構成します。審査に参加型のしくみをつくることで、生活クラブの共済事業と福祉事業の関連性をはじめとして、生活クラブの「たすけあい・共済・福祉」政策と単協の活動・事業を意識的につなげていく機会とします。また、専門的な意見の必要度に応じて、有識者等からも審査委員を選出します。会員単協・共済連から10人程度、有識者から3人程度を予定します。

3. 助成金の支払い

審査の結果を応募団体にすみやかに知らせたうえで、助成金の支払いは4月以降（これも基本パターンで、2018年度は6月以降）で、当該団体と確認のうえ日取りを決めます。

- * 以上をもとにして、「2018年度助成実施要項」と応募書式を作成します。
- * 募集・応募の機会を年複数回にすること、1件の助成上限額の設定、3種の応募団体や応募内容による優先度の設定などについて、実績を重ねるなかで、また融資の内容・方法の検討とも関連して、今後の検討課題とします。

4. スケジュール

基本パターンは、
4月1日以降に開始する事業を対象とし、
前年の9月募集開始、10月締切り、
審査・決定 1月、
助成金支払い 4月
報告・清算 翌年3月（清算は1年を超えても可とし、その場合は当該事業終了時）
とします。

しかし、2018年度の助成総予算の確定は寄付金額の見通しがつく2018年1月になるので、初年度の対応として、上記の基本パターンではなく以下の変則的スケジュールとします。

☆2018年6月1日以降に開始する事業を対象とする（4月から始まっている事業でも、6月以降に実施する事項は対象）。

募集開始	2018年1月
応募締切	2018年2月
審査・決定	2018年5月
助成金支払い	2018年6月
清算	2019年5月まで（1年を超える事業の場合は終了時）

5. 二つの助成制度の比較

「生活クラブ福祉事業基金」と別途提案する「福祉たすけあい活動支援制度」の二つの助成の対比を以下一覧で示します。

項目	生活クラブ福祉事業基金の助成	福祉たすけあい活動支援制度
目的・位置づけ	「生活クラブ運動グループ」の福祉事業を連合する力で支援する。 「一般社団法人 生活クラブ福祉事業基金」が管理運営する。	生活クラブ共済連の教育事業繰越金を活用して、会員単協の福祉たすけあい活動を支援する。
財源	ＣＯ・ＯＰ共済《たすけあい》の割戻金の寄付に同意する組合員からの寄付。全組合員からの寄付を募る方法を課題とする。	生活クラブ共済連の教育事業繰越金。
基本条件	「生活クラブ 福祉たすけあい 8原則」に合意すること、もしくは追求すること。	単協の年度計画に位置づけられていること。
応募団体	①生活クラブ連合会・共済連の会員単協 ②単協と連携する「生活クラブ運動グループ」の団体 ③ 単協のエリアを超える団体で、連合福祉政策の実現に資する団体 *②③には推薦の条件あり。	生活クラブ共済連会員単協。
応募対象	新規で立ち上げる、または既存事業から新たな転換もしくは改善・拡充を図る福祉事業。	生活クラブ共済連会員単協の福祉たすけあい活動全般。
応募方法	所定の応募書類を提出する。	所定の応募書類を提出する。
募集スケジュール	募集・応募は年1回。2018年度は初年度で変則スケジュール。	年1回、10月募集開始、3月決定。
金額	1件の上限はないが、助成予算総額による限度額がある。	1件の上限50万円。
期間	4月1日以降に開始する事業。	4月から翌年2月までの活動。
審査基準	人材育成費、広報費、非収益事業における設備費、制度内事業にコミュニティー機能を付加するための設備費、準備のための人件費、家賃準備費、地域のファンド形成のための資金、など。	組合員活動にかかる費用（固定資産と固定的にかかる費用の補填は対象外）。
決定	単協参加の審査委員会による審査をもとに決定。	生活クラブ共済連が委嘱する審査員による審査会が推薦し、生活クラブ共済連理事会で決定。
支払い時期・方法	4月以降できるだけ早く支払う。終了時に清算必要。	翌年3月末。実際の支出にもとづき支払う。

IV 一般社団法人の設立・運営の基本方針

生活クラブ福祉事業基金の管理運営を担う一般社団法人を、次のように設立・運営します。

1. 一般社団法人の非営利型

非営利型一般社団法人の場合は、収益事業を行なった場合に収益事業から生じた所得に対して法人税の課税対象となりますが、会費や寄付金などには課税されません。剰余金の分配を行なわない、清算するときは残余財産を他の公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与する、という条件があります。前者は生活クラブ福祉事業基金の設立方針に合致しますし、後者の清算が必要になる場合が生じたときには、「生活クラブ運動グループ」の団体に引き継ぐなどによる対応が可能ですので、税制優遇が受けられることを優先します。

2. 社員と役員

法制度上一般社団法人の会員は「社員」と称し、個人でも団体でも社員になれ、社員数の制限はありません。会員単協をはじめとする「生活クラブ運動グループ」の福祉事業を支援し広げていくという目的と、そのために行なう主たる事業は助成と融資であることから考えると、社員を増やしていく発想は持たなくてよく、また個人の社員の必要性もありません。役員として理事と監事を選出して運営にあたる方法を採用しますが、役員の人数の制約はほとんどなく、定款で定めることで対応できます。

生活クラブ福祉事業基金の目的・事業からは、その管理運営を行なう一般社団法人の第一義的な役割・責任は資金の管理ですので、その体制をはっきりさせたいうえで、機能性を追求します。生活クラブの連合機能を分担している生活クラブ連合会と生活クラブ共済連の2団体が社員となって一般社団法人を設立します。

理事は、生活クラブ共済連から3人、会員単協から3～5人を選任し、管理運営に責任を持つ体制とします。監事は、生活クラブ連合会から1人を選任します。融資を始める第二段階に入るときに、融資・金融に関する一定の専門性を持っている人を2人目の監事として選任することを予定します。第二段階の計画策定において、社員ならびに役員構成についてあらためて検討することを課題とします。

一般社団法人の運営は上記のように機能的にしますが、会員単協の参加と合意が欠かせませんので、生活クラブ共済連理事会ならびに福祉事業推進会議に定期的な報告を行ない、討議決定事項は事前の提案を必須とします。また、助成・融資の審査にあたっては、会員単協からの参加によって形成する審査委員会にその決定を委ねます。

3. 「定款記載例」を活用

一般社団法人は準則主義（登記）により簡便に法人格を取得できるとはいえ、定款を登記する前に必要な「公証人」の「認証」と登記のときに、一般的な文言に近いほうが円滑です。したがって、「日本公証人連合会」が作成・公表している「定款記載例」の構成・文言をできる限り活用します（上記の社員・役員構成をそのまま表現していない条文や、生活クラブの独自の用語ではなく一般的な文言なども、支障がない範囲で使用します）。そして、社団法人設立にあたっての専門家としてのチェック&アドバイスを、司法書士に依頼（公証人の認証取得と登記の代理を含む）します。

4. 名称・定款

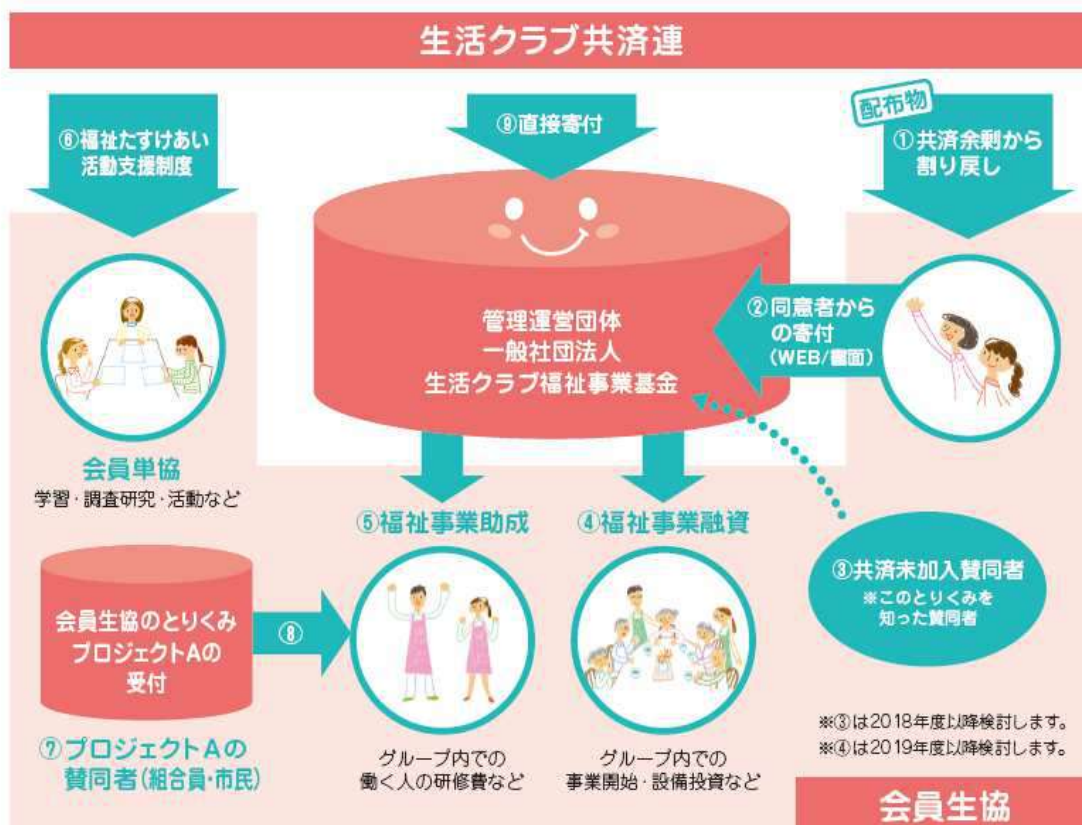
「一般社団法人 生活クラブ福祉事業基金」とし、以上にもとづき定款を作成します。

5. 第二段階に至るまでの立上げ期の運営

寄付金収入が入る前の運営経費は、生活クラブ共済連が一般社団法人への入会金として100万円拠出して賄います。

2018年度以降は、実績に応じて年度予算を策定・決定します。一般社団法人の事業経費は、主な事業である助成と融資を行なうために必要な実費用ですので、その財源に寄付金を充てることが妥当であり、助成総額とともに事業経費の内容・金額を2018年度の予算策定において提案します。

そして、融資を開始する第二段階においては、融資に関する必要経費も見込んで事業計画・収支予算を立てることとします。



- 生活クラブ福祉事業基金は、福祉事業助成と福祉事業融資の2本柱で運営をします。
- 会員単協が、内容・性質に応じて重層的に活用できるようにします。
- 会員単協が行なう資金調達ノウハウの蓄積なども、この「管理運営団体」＝一般社団法人の機能として予定します。

***会員単協の基金活用の例**

- 会員単協は、生活クラブ福祉事業基金の活用とともに、地域の組合員・市民へ参加を呼びかけ、資金を調達することができます。例えば上記イメージ図の「会員単協の取組 プロジェクトA」です。
- そして、さらに広く市民への参加をよびかけるための方法として、様々な財源確保のチャンネルを構築しそのノウハウを会員単協に提供することを「管理運営団体」の課題とします。例えばインターネットを介したクラウドファンディング*があります。
- このような様々な財源確保のチャンネル・手法はあくまでもツールであり、事業を立ち上げる会員単協の意思と組合員の活動が重要です。

※クラウドファンディング…オンラインの寄付金を集める手法として東日本大震災後に注目され、成長してきた。不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行なうことを指す。群衆 (crowd) と資金調達 (funding) を組み合わせた造語である。寄付型で有名なのは英の「ジャストギビング」。